

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会会議録

（二月十九日）



△案件

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて

△会場 川越地区消防局 三階講堂

書記長	小森谷 昌弘
書記	佐藤 喜幸
”	武笠 浩
”	岩 渕 巧

△出席委員

委員長	柿田 有一 議員	副委員長	菊地 敏昭 議員
委員	飯野 徹也 議員	委員	小峯 松治 議員
委員	吉野 郁恵 議員	委員	桐野 忠 議員
委員	明ヶ戸 亮太 議員	委員	中原 秀文 議員
委員	関口 勇 議員	委員	小ノ澤 哲也 議員
委員	片野 広隆 議員		

○開 会 午後一時  
○議 題

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて  
柿田有一委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会は、定足数に達して  
おりますので、これより開会いたします。

直ちに会議を開きます。

審査に入ります前に、前回の会議の内容を確認いたします。

十二月三日の会議では、十月二十九日の会議で答弁が保留となってお  
りました公募型プロポーザル参加資格者数及び平成三十五年度中の供用  
開始について説明を受けました。続いて、用地交渉の進捗状況について  
と、新消防庁舎及び訓練施設等の基本計画についてをそれぞれ議題とし、  
資料をもとに説明を受け、審査を行いました。最後に今後の進め方を協  
議し、散会いたしました。

以上が前回の会議の概要であります。

続いて、本日の特別委員会であります。お手元に配布しております特  
別委員会次第をごらんください。

本日は、消防局・川越北消防署新消防庁舎建設予定地についてと、新  
消防庁舎及び訓練施設等の基本計画で導入を検討する機能についてをそ  
れぞれ単独に議題とし、理事者より説明を受け、質疑を行います。

続いて、今後の進め方についてご協議願ひ、特別委員会を閉じさせて  
いただきます。

△組合議会副議長

副議長 高橋 剛 議員

△組合議会議長

議長 小林 薫 議員

△説明のための出席者

消防局長	岸田 隆
次 長	比留間 富雄
総務課長	西村 政徳
庁舎建設担当主査	中村 俊規

△委員会に出席した職員

以上が本日の予定であります。

これより付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関する事について審査に入ります。

まず、消防局・川越北消防署新消防庁舎建設予定地についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

総務課長

消防局・川越北消防署新庁舎建設予定地について御説明申し上げます。

最初に、これまでに御報告しております敷地に関する地権者の状況について御説明いたします。

前回十二月三日の本特別委員会以降の地権者の状況でございますが、当初、地権者数は十八名と御報告させていただきましたが、このたび登記情報をもとに改めて確認いたしましたところ、地権者が二名追加となり、二十名となっております。

次に、前回、一カ所の土地について登記されている地権者が亡くなっております、その相続人として七名が確認され、うち三名の住所確認作業中と御報告させていただきましたが、この三名につきましても住所の確認ができましたので、御報告申し上げます。今後、追加の二名及び相続人七名と交渉作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、敷地の拡張について御説明申し上げます。

資料一をごらんください。

(1)の当初敷地部分が、これまでに決定に向けて土地の調査を進めておりました部分でございます。この(1)当初敷地につきまして、これまでに川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員会及び川越地区消防組合のあり方に関する特別委員会での御意見や、基本計画策定過程における敷地ゾーニング作業において諸課題が確認されました。

資料三をごらんください。

建設候補地における敷地利用上の課題と対応でございます。本資料は、建設候補地決定に向けて明らかになりました課題とその敷地を拡大することによる効果について取りまとめた資料でございます。

課題一でございますが、緊急車両の出場経路が一方に限定されるにつきまして、候補地決定時の課題への対応として、停車禁止区域、いわゆるゼブラゾーンの設置及び北側道路の拡幅により対応することと検討しておりましたが、問題点として、事故等により停車禁止区域から出場できない場合は、北側道路から出場となり、出場時間のロスが想定されます。

次に、課題二でございます。受援に係る敷地の不足につきましては、大規模災害時には総合訓練場の一部をヘリポートとして使用するため、敷地内に緊急援助隊を受け入れるための十分なスペースを確保できないという課題ございました。候補地決定時の課題への対応としては、消防組合の受援計画において活動拠点として指定している川越公園、川越運動公園、本田エアポート、平成の森公園を利用することと検討しておりますが、問題点として、消防局庁舎から位置的に離れており、意思決定や情報伝達、連携等に課題が残るございました。

次に、課題三でございますが、庁舎を建てかえるスペースがないにつきまして、建てかえ時には総合訓練場の一部に仮設庁舎を建設する必要があり、工事期間は訓練の実施に支障が出るという課題ございました。候補地決定時の課題への対応としては、総合訓練場の一部のスペースに仮設庁舎を建設することと検討しておりましたが、問題点として、工事期間中は訓練スペースが狭くなるとともに、訓練場や来場者の動線の安全確保が課題ございました。

次に、課題四でございますが、面積の不足として、各種講習会や自主防災組織等の住民参加型訓練等を行う際、多数の来場者が見込まれ、来

庁者駐車場だけでは駐車場面積の不足がある。次に、訓練場や緊急車両の通行場所等、耐荷重の関係から緑地可能な敷地が少なく、埼玉県条例で定められた緑地面積の確保が難しいという課題がございました。敷地決定時の課題への対応でございますが、駐車場の不足につきましては、一時的な来庁者の増加については総合訓練場の一部等で対応する。緑地面積の不足につきましては、敷地の一部を緑化するとともに、屋上緑化や壁面緑化等についても検討し、必要な緑地面積を確保するように検討しておりますが、問題点として、駐車場面積の不足につきましては、消防組合の訓練との調整が必要になること、来庁者の安全確保等に課題が残ること。緑地面積の不足につきましては、屋上緑化等は維持管理コストがかかるとともに、太陽光パネルの設置等に支障となることが確認されました。

以上四つの課題が確認されました。これらの課題と問題点について整理したところ、資料一をごらんください。

当初候補地の北側に(2)の敷地約四千八百平米を拡大することにより、諸問題を解決できることが確認されました。

資料三にお戻りいただきまして、敷地拡大による効果をごらんください。

課題一、出場経路につきましては、第二出動経路として、北側のお成り街道に直接出動することが可能となり、万が一の事故等にも対応できるようになる。

課題二、受援体制につきましては、消防局敷地内での活動が可能となり、移動にかかる時間と労力を削減できるとともに、本部と応援部隊との緊密な連携が図りやすくなる。

課題三、建てかえスペースにつきましては、拡大した敷地に新庁舎もしくは仮設庁舎を建てることができるようになり、訓練スペースを犠牲

にすることなく建てかえを行うことができます。

課題四、面積の不足につきましては、駐車スペースを十分確保できるとともに、訓練等の活動スペースとの分離が可能となり、来庁者がより安全に庁舎を利用できるようにすること。さらに、拡大した駐車場のスペースの地表面を緑地化し、緑地帯を兼ねること、必要な緑地を無理なく確保することができるとでございます。

以上により、資料一の(2)敷地を拡大することと決定をいたしました。

次に、敷地拡大による敷地の概要について御説明申し上げます。資料二、航空写真・地番図をごらんください。

拡大前の(1)当初敷地の概要でございますが、所在が川越市御成町一八番地一外五十五筆、面積が公簿面積の合計で二万百九十五・二六平米、地権者数は、川越市が所有する土地を除き二十名でございます。

次に、今回敷地拡大する(2)の敷地概要でございますが、所在が川越市御成町一番地外六筆、面積が公簿面積の合計で四千七百九十八平米、地権者数は一名でございます。

次に、拡大後の全体敷地でございますが、所在が川越市御成町一番地外六十二筆、面積が公簿面積合計で二万四千九百九十三・二六平米、地権者数は、川越市が所有する土地を除き二十名となります。なお、敷地を拡大することによる地権者数の増加はございません。

以上、雑駁でございますが、消防局・川越北消防署新消防庁舎建設予定地についての御説明とさせていただきます。

柿田有一委員長 説明は終わりました。

(休憩)

(再開)

柿田有一委員長 休憩中のとおり、土地の購入については、組合として購入するよう当委員会から要請するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者がいる）

柿田有一委員長 それでは、そのように要請いたします。

今説明のありました土地の内容等について、委員の皆様から御質疑等がございましたら御発言をお願いいたします。

中原秀文委員 幾つか確認をさせていただきます。まず、前回の委員会から二名ふえたということでしたけれども、その二名の方と、相続の七名の方とは引続き交渉中という理解をさせていただいていますが、その土地の場所は、この航空写真の地番図でどこに当たるのかをまず確認させていただければと思います。

柿田有一委員長 正確にわかると思います。  
消防局次長 御説明申し上げます。

まず、所在が不明であった相続人七名の方の確認をした部分の土地でございませけれども、航空図でいきます二二一一、これは、この赤い線の中で囲まれた中で、東側、北側の隅から四筆目でございます。二二一一、それから、二名ふえたというところでございますが、これにつきましては、生前贈与というところから一件、そのあったところが、ふえた部分が、御成町、今まで一人で持っていたものをお二人になったわけですから、そのふえた部分の地権者の所有する土地が、一八一―一、一八一―二、一八一―三、一八一―四、一八一―五、それと一九一―一、二、三、四でございます。それともう一方、やはり地権者が生前贈与等の関係でふえたところの地番でございますが、御成町の三四、それから四〇、四一、でございます。ともにそれぞれの地権者からお一人ずつ譲与されて、地権者が二名になったという状況でございます。

中原秀文委員 確認をさせていただきました。この方たちとの今の交渉の状況をお聞かせ頂ければと思います。

消防局次長 実際、お二方、今までの土地のところで地権者数がふえておりますけ

れども、もともとの持ち主の方はお一人でしたので、その方とは直接会ってお話をし、協力依頼はしてあります。ただ、新しくふえた方に関しては、まだ接触していない状況でございます。

それと、新たに七名、先ほど申し上げた二二一一のところですけども、住所がはっきりしたというところで、今後どのように進めていくかというところを今協議しているところでございます。

中原秀文委員 その敷地の拡大部分のところがありますが、ここは一名の方ということで確認をさせていただきましたけれども、こちらとはすでに話し合いはできているのでしょうか。

消防局次長 この件につきましては、地権者のところにお邪魔をしまして協力依頼をしたところ、快く話は聞いていただいたという状況でございます。

中原秀文委員 先ほど一八一―一から一八一―五、一九一―一から四のあたりは、拡大部分とちよどつながる土地となっておりますので、ぜひいいお話し合いができればというふうに期待しておりますので、よろしくお話しします。

小峯松治委員 一点ちよどお聞きしたいんですけども、このエリアの中に住宅があるように見えるんですけども、いつも通るんですけども、その住宅については移転するようになってくるのか、それともそれは残したままで行うのかということなんですけれども、それをお聞きしたいと思います。

それともう一点ですけれども、土地の関係については、従来、市または町で取得して供用に供するということでしたが、今回の場合は組合で土地を取得する方向ということで、そうなるとう規約なんかの改正についても生じてくるかなと思うんですけども、その辺、お聞きできればと思います。

消防局次長 まず、住宅地の関係でございます。住宅地の関係については、お伺い

をしてお話をさせていただいております。ただ、具体的なお話まではまださせていただいていないという状況でございます。ただ、候補地としてこのところを御協力いただきたいというところでお話をさせていただいている状況でございます。その件につきましては協力的な御意見をいただいている状況でございます。

一点目については以上でございます。

消防局長

規約等の改正の今後ということでございますが、市、町、または両議会等の関係がございまして、そちらのほうを協議させていただきまして、進めさせていただきたいというふうに考えております。

小峯松治委員

ありがとうございます。

住宅の関係については前向きな感触ということですが、万が一

なかなかその移転が難しいとなれば、その部分を除いても消防活動または出動に支障がないかどうか、その辺をお聞きできればと思います。

消防局次長

資料二の航空写真のところでごらんいただくと、やはり当初敷地と拡張敷地も含めまして、県道に面する主要な部分でございますので、この部分が確保できないというような状況になりましたら、影響が全くないというところではないと、影響については、やはり県道に面している部分ですので、このところが確保できなければ影響については多少なり出てしまうというふうに考えております。

小峯松治委員

ありがとうございます。

この消防敷地、二万五千からの関係で、将来にわたって活用というところが見込まれますので、ぜひそういう支障になるようなことのないようをお願いしたいと思います。

飯野徹也委員

今回、敷地を拡大、四千八百ということですが、具体的な買い上げの費用についてはどのくらいふえていくのか、それからあともう一つ、逆に、この資料二の地図を見ますと、残った

敷地拡大の部分、東側の部分が農地として残っちゃうわけで、非常に逆にここで農業をやる方にとると、やりにくい状況、環境になるんじゃないか。もつと言えば、これも買い取ってほしいという希望は地権者のほうからは出ないのかわるか。

またあと、仮に残った方が、土地の方が、農地を水田として維持していく上で、用排水路等の問題でどこまで対応、問題はないのか、問題の対応は局としてどういうふうに考えておられるのかお聞きしたいというふうに考えます。

消防局次長

費用がどのくらいふえるのかというところでございますけれども、費用については、今後、買い取りに当たって、どのくらいの買い取り価格になるのかということも含めまして、今後調査を進めるところでございます。詳細な金額については申し上げられない状況でございます。まだわかっていない状況でございます。

それから、仮のということで、残ってしまった東側の部分がやりにくい状況ではないか、何か意見は出ているのかということでございますけれども、この残った部分の方からお話をいただいているというところは、現在のところございません。ただ、今後、事務を進めていく中でそのような御意見をいただくという状況はあるかというふうには考えているところでございます。

用排水の関係でございますけれども、この水利組合の関係がございまして、水利組合の関係とも現在若干調整をさせていただいておりますので、その件につきましては、水が必要となる水田については、ちゃんと給水できるような形で対応させていただきたいというふうに考えております。

明ヶ戸亮太委員

課題のほうでお聞きしたいんですけども、課題の四番のところ「緑地の確保（敷地の二五％）」が難しい」というものがあって、そこ

で敷地拡大で対応ができるようなことが書いてあるんですけども、二五％が難しいと書いてあるんですが、見込みといいますか想定で結構なんですけれども、こちらのほうの拡大はしていない状態で、当初の敷地では大体何％ぐらいの緑地の確保ができそうなんでしょうか。

例えばここでなんですけれども、この緑地の確保が例えば一五％とか一六％しかとれないとなると、計算してみますと、敷地拡大部分の半数以上を緑地にしないと、緑地確保は全体の二五％が難しくなるのかなという計算なんです。そうなってしまうと、課題三のところである建てかえスペース等をとるというときに、じゃ、その拡大した部分の半分以上が緑地になってしまったときに対応ができるかということなので、現状どの程度緑地が確保できるかがわからないと、全体の拡大をどれだけとるかというの、ほかの課題にもかぶってくる問題だと思うんですけども、その点を踏まえて、現状どの程度緑地が確保できるかということ、これを少し確認させていただきたいと考えています。

消防局次長 ただいまの件でございますけれども、緑地の面積の二五％につきましては、県条例で定められておりますので、その面積を確保しなければいけない。二万平米の場合は、二五％ですので、その四分の三の中で必要な機能として考えていかなきゃならない。その部分で課題が出たところ、そこで拡張させていただいて、機能等を確保しようというもので、そのような考えで実施したものでございます。二五％については確保しなければならぬものという状況でございます。

明ヶ戸亮太委員 当初敷地の二五％ですので約五千程度ですかね、拡大部分は約四千八百なんですけれども、わかりやすく五千とすると一千二百五十になると思います。当初面積のほうで、先ほど言ったように、例えば一〇％、一五％しかとれないとなると、大体三千ぐらいのもので、プラスして二千とらなくちゃいけないということですね。さらに拡大部分

でその二千を補っていくとなると、実際に拡大をこれだけするよとしたときにも、この課題三で書かれているような、拡大することによってこういうふぐあいを解消しますよというだけの機能を持たせることができないうんじやないかなというところなんです。ですので、今、現状、二五％が難しいと書いてあるんですけども、どの程度難しいのかというのが見込めないと、拡大したときに、拡大エリアで対処が本当にできるのかなというところが少し心配だったもので確認をさせていただいたんですが、そのあたりはまだ数字的に出ないですかね、どうでしょうか。

消防局次長 当初敷地が二万平米の中で、五万平米の緑地面積を確保するというところが、訓練塔なり訓練場のところでその面積を確保するということが基本的に難しい状況でございます。その部分につきましては、拡張部分について、ここは、駐車場、それからヘリポートとしての機能も持たせる予定でございますので、この部分について緑地をし、駐車場として機能させる。二万平米の中でとれない部分を拡張部分に持たせるというような考えでございます。

柿田有一委員長 建物敷地や必要な固定して確保した敷地を確保した後の余白部分を緑地というような形で割り当てると、それが従来の面積だと固定の形をとるのが難しいと、こういうような考えに恐らくなるかと思っておりますので、そういうような理解だというふうに理解をしておいてよかろうかなというふうに思います。

以上で消防局・川越北消防署新消防庁舎建設予定地についてを終了いたします。

次に、新消防庁舎及び訓練施設等の基本計画で導入を検討する機能についてを議題といたします。

事務局、説明を願います。

総務課長 新消防庁舎及び訓練施設等の基本計画で導入を検討する機能について御



説明を申し上げます。

敷地拡大後の敷地を対象として検討しているものでございます。資料四、新庁舎に導入を検討する機能をごらんください。

最初に、本資料の説明でございしますが、検討する機能の欄については、委託業者がこれまでに設計を行った最新の事例をもとに、必要な機能について、本消防組合の職員で構成する消防局庁舎建設検討委員会において導入を検討した機能でございします。

次に、現在の欄でございしますが、現在の川越地区消防局・川越北消防署においての機能の整備状況を、丸印が整備済み、三角印が不足、バツ印がなしで表現しました。

次に、右側、備考でございしますが、その機能の補足説明をしたものでございます。

検討する機能につきましては、庁舎の機能別に取りまとめております。最初に、消防局の検討する機能でございします。消防局の機能は、執務スペースとして、消防局長室でございしますが、整備済みのため丸としております。次に、職員の事務室につきましては、現状で狭隘なため、三角として整備を検討するものでございします。次に、生活スペースとして更衣室につきましては、現状では狭隘なため、三角として整備を検討するものでございします。次に、洗面スペース及び休憩室は現在整備されておりませんので、バツとして導入を検討するものでございします。次に、消防局の災害対応スペースとして、防火衣収納室につきましては、現在整備されておりませんので、バツとして導入を検討するものでございします。

次に、消防局の中でも勤務スタイルの異なる消防指令センターを所管する指揮統制課の検討する機能でございします。執務スペースとして、消防指令センターでございしますが、現状で狭隘なため、三角として整備を

検討するものでございします。次に、作戦本部室は、災害時に活動するためのスペースとして、現在整備されておりませんので、バツとして導入を検討するものでございします。次に、指揮統制課事務室及び指揮統制課機材室につきましては、現状では狭隘なため、三角として整備を検討するものでございします。次に、指令装置サーバ室は、整備済みのため、丸としております。次に、無線機室につきましては、現在整備されておりませんので、バツとして導入を検討するものでございします。次に、生活スペースとして、仮眠室につきましては、現状で狭隘なため、三角として整備を検討するものでございします。次に、浴室・脱衣室及び消防指令センター見学スペースでございしますが、現在整備されておりませんので、バツとして導入を検討するものでございします。

次に、消防署の機能でございします。執務スペースとして、消防署長室及び事務室は整備済みとして、丸。次に、会議室につきましては、現在整備されておりませんので、バツとして導入を検討するものでございします。次に、生活スペースとして、仮眠室及び浴室・脱衣室につきましては、現状で狭隘、不足しておりますので、三角として整備を検討するものでございします。次に、休憩スペースにつきましては、現在整備されておりませんので、バツとして導入を検討するものでございします。次に、浴室・洗濯乾燥室につきましては、狭隘、不足しておりますので、三角として整備を検討するものでございします。

次に、合築する庁舎として、消防局と消防署が共用する部分でございします。執務スペースとして、書庫・倉庫、講堂及び印刷室につきましては、狭隘、不足しておりますので、三角として整備を検討するものでございします。次に、災害用備蓄庫につきましては、現在整備されておりませんので、バツとして導入を検討するものでございします。次に、生活スペースとして、食堂・厨房・給湯室及びトイレでございしますが、現状で

狭隘、不足しておりますので、三角として整備を検討するものでございます。次に、トレーニングルームでございますが、現在整備されておりませんので、バツとして導入を検討するものでございます。

次に、消防署の車庫廻りの機能でございます。災害対応スペースとして、出場準備室、救急消毒室、救急資材収納室、廃棄物保管室、火災調査室、消防資機材庫、ボンベ充填室及び防火衣洗浄乾燥室につきまして、現在整備されておりませんので、バツとして導入を検討するものでございます。次に、危険物庫及び車庫につきましては、狭隘、不足しておりますので、三角として整備を検討するものでございます。

次に、訓練活動関係の機能でございます。消防訓練施設として、訓練塔でございますが、現状で訓練機能が不足しておりますので、三角として機能を検討するものでございます。次に、総合訓練場につきましては、現在整備されておりませんので、バツとして導入を検討するものでございます。

次に、その他の機能でございます。その他の施設等として、エレベーター、電気設備機械室及び自家用発電機室につきましては、現在整備されておりませんので、バツとして導入を検討するものでございます。次に、駐車場につきましては、狭隘、不足しておりますので、三角として整備を検討するものでございます。次に、無線鉄塔につきましては、整備済みのため丸としております。次に、自家用給油施設につきましては、現在整備されておりませんので、バツとして導入を検討するものでございます。次に、消防水利につきましては、整備済みのため丸としております。次に、ホース乾燥設備につきましては、機能が不足しておりますので、三角とし、整備を検討するものでございます。

次に、川越市消防団の機能でございます。消防団施設として消防団本部室は、現在狭隘、機能が不足しておりますので、三角として整備を

検討するものでございます。次に、消防団資機材庫でございます。現在整備されておりませんので、バツとして整備を検討するものでございます。最後に、防災学習センターの機能でございますが、展示スペース及び体験型スペースとして、機能を検討しているものでございます。

以上、雑駁ではございますが、新消防庁舎及び訓練施設等の基本計画で導入を検討する機能についての説明とさせていただきます。

中原秀文委員 幾つか質疑をさせていただきます。

まず、この検討委員会でこの機能について検討されるに当たって、現在職務に当たられている職員の方や消防団の方へのヒアリングはどのような形でされたのか、教えていただけますでしょうか。

消防局次長 検討委員会を開催する前に、各委員宛に資料を事前配布いたしまして、所属で意見を取りまとめるようにいたしました。また、会議終了後にも再度の意見集約の手続を行ったところでございます。年末の十二月の下旬までの期間で、当組合の所属内においても各職員から要望等の調査を行いまして、所属ごとに総務課宛に提出をしていただいて、それらの意見についても反映させているというような状況でございます。

中原秀文委員 消防団の方も同様という理解でよろしいでしょうか。

消防局長 消防団につきましては、消防団長と協議をさせていただいて進めてまいります。

中原秀文委員 理解をさせていただきました。

消防指令センターについて伺います。今回、視察に行かせていただき、指令センターの隣の部屋の会議室でしたか、そちらの会議室に新しい設備を入れて、瞬時に切りかえるという仕組みを伺った記憶があるのですが、このような仕組みを今回のこの機能の中に盛り込んであるのか、確認をさせていただきたいと思っております。

消防局長 指令センターの関係でございます。こちらのほうに記載してございます

作戦本部室、こちらが、会議も含めて大規模災害等に作戦本部をするんですが、通常は会議室として使うという形で、更新等になりましたら、そちらを代替にして更新を図るという形の作戦本部室を考えてございます。

中原秀文委員 理解をさせていただきました。

指令センターの入れかえは大変だと思いますので、準備しておくことは重要だと思います。先ほど、消防団や職員の方からもいろいろと情報を得て進めていただいているということでしたので、今後も職員の方や消防団の方からもしっかりと情報収集をして検討を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

関口 勇委員 導入機能のところではバツがついているのがたくさんありますが、これは長年川越市として懸案であった、規模の問題でできなかったのだと思います。この中で火災調査室というのは、これはどうしても欠かせないと思います。現況はどうなっていますか。

消防局長 そちらのほうの火災調査室が今、現状では組合にございません。ただ、やるべき、車庫をちよつと使わせていただいたりして、そういう形では、できる範囲の鑑識等の調査のほうは実施してございます。

関口 勇委員 これは大事な問題で、ほかも大事ですけれども、本当に大切だと思いますので早急にこころを改めて整備していただきたいと思います。

柿田有一委員長 他に御質疑ございますか。よろしいですか。  
一点、私のほうから確認をしておきたいんですが、無線鉄塔が現状整備ということで書かれています。移設をするという形の計画で検討されているのでしょうか。現状のものをここから遠距離で使うということを検討されているのか、そのあたりの検討状況だけ確認できればと思うんですが。

消防局次長 現在検討している状況でございますけれども、庁舎の上に新たにデジ

タル無線の鉄塔を設置するというところで検討しております。移設等はせずに、新たに新設するという検討でございます。

柿田有一委員長 非常にこの点はコストがかかる、つくったときにコストがかかったところだと思うので、慎重に検討いただければと思います。

以上で、新消防庁舎及び訓練施設等の基本計画で導入する機能についてを終了いたします。

○今後の進め方について

柿田有一委員長 次に、今後の進め方についてを議題といたします。

(休憩)  
(再開)

柿田有一委員長 お諮りいたします。本特別委員会の議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関することは、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制を維持向上させていくために必要不可欠なものであり、本年度末には基本計画の策定が予定されていることから、定例会終了後、引き続き調査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

柿田有一委員長 では、そのように決定いたしました。  
以上で、今後の進め方についてを終了いたします。

○閉会中の特定事件については、地方自治法第九十九条第八項の規定による継続審査とすることに決定した。

○閉 会 午後一時五十八分